

名古屋市上下水道局管理規程第25号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

別表第1 人事・服務関係の表次長の欄第2号及び同表第3号中「附近地」を「付近地」に改める。

別表第1 財務関係の表第5号の2の次に次のように加える。

5 の 3			部長の欄第1号の施行決定に係る工事の一時中止に関すること。ただし、担当部長（契約監理・内部統制担当）及び企画経理部長（下水道事業に係る建設改良工事については、担当部長（契約監理・内部統制担当）、企画経理部長及び計画部長）に合議しなければならない。	課公所長の欄第1号の施行決定に係る工事の一時中止に関すること。ただし、総務部契約監理課長（以下「契約監理課長」という。）及び経理課長（下水道事業に係る建設改良工事については、契約監理課長、経理課長及び下水道計画課長）に合議しなければならない。
-------------	--	--	---	---

別表第 1 財務関係の表課公所長の欄第 8 号の 2 の 2 中「総務部契約監理課長（以下「契約監理課長」という。）」を「契約監理課長」に改める。

別表第 2 課長補佐の欄第 1 号中「附近地」を「付近地」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 人事・服務関係の表の改正規定及び別表第 2 の改正規定は、発布の日から施行する。